区域指定の概要(平成25年5月23日時点)

土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定 <長田区川西通4丁目>

1. 概要

土壌汚染対策法(以下「法」という。)第3条第1項に基づき、有害物質使用特定施設の使用が 廃止された事業場の敷地(長田区川西通4丁目)について土地所有者が土壌汚染状況調査を行った ところ、六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物が土壌の指定基準に適合しないことが確認され た。

当該土地は工場内であり一般の人が立入る場所ではなく、土壌はコンクリート等で覆われており、 飛散等による基準不適合土壌の直接摂取のおそれはない。また、周辺では地下水の飲用が確認されず、水道水の飲用が常態であることから、人の健康に被害が生じるおそれはないと判断し、「形質変更時要届出区域」に指定した。

なお、土地所有者により自主的に実施された当該土地の地下水調査では、六価クロム化合物は地下水基準に適合したことが確認されている。

2. 区域指定

(1) 指定する区域

長田区川西通4丁目101番18、101番19、101番20の一部、101番21の一部 合計4筆 (別図のとおり)

- (2) 指定の区分 形質変更時要届出区域
- (3) 指定年月日 平成25年5月23日
- (4) 指定する特定有害物質 六価クロム化合物、鉛及びその化合物
- (5) 指定の理由

土壌の一部が指定基準である土壌溶出量基準(六価クロム化合物)、土壌含有量基準(鉛及びその化合物)に適合していないが、健康被害を生ずるおそれがないため、「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定した。

3. 土壌汚染状況調査結果の概要

(1)調査対象物質

法第3条第1項の規定により地歴調査を行い、土壌汚染のおそれがあると認められた六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

- (2) 土地の地歴調査結果
 - ・当該地は昭和20年代から工場敷地として利用されており、昭和30年代からは金属メッキを行う工場が立地していた。
- (3) 試料採取等調査結果
 - ・六価クロム化合物の溶出量で最大5.0mg/L(指定基準値0.05mg/Lの100倍)
 - ・鉛及びその化合物の含有量で最大250mg/kg (指定基準値150mg/kgの1.7倍)
 - ・ふっ素及びその化合物については基準適合

- (4) 基準不適合が確認された土地の面積 調査対象地のうち、267.29平方メートル(6単位区画)で指定基準不適合
- (5) 土壌汚染の原因事業活動によるものと考えられる。

4. 周辺環境への影響について

- (1) 当該土地は、工場内であり一般の人が立入る場所ではなく、コンクリート等で覆われているため、基準不適合土壌の直接摂取による健康影響はないものと考えられる。
- (2) 土地所有者により自主的に実施された当該土地の地下水調査では、六価クロム化合物は地下水 基準に適合したことが確認されている。
- (3) 当該土地周辺では地下水の飲用が確認されず、敷設されている上水道の水を飲用することが一般的であることから、地下水飲用による健康影響はないものと考えられる。
- (4) 以上のことから、当該土地の土壌汚染による健康影響はないものと判断した。

5. 今後の対応

土地所有者は、基準不適合土壌の一部又は全部の掘削除去を予定していることから、本市は周辺環境への影響が生じないよう法に基づき適正に措置するよう指導する。基準不適合土壌の掘削除去が行われた場所については、確認を行った後に形質変更時要届出区域の指定を解除する。

<資料>用語解説

土壤汚染対策法

土壌汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。(平成14年法律第53号 平成22年4月1日改正法施行)

特定有害物質を使用する特定施設の廃止時の調査(法第3条)、3000平方メートル以上の土地の形質変更時の届出及び調査命令(法第4条)、土壌汚染が判明した場合の措置等を定めている。

形質変更時要届出区域

法に基づく調査結果が指定基準値を超過しており、かつ土壌汚染による人の健康被害が生じるおそれがない場合、市長は指定基準値を超過した区域を形質変更時要届出区域として公示することが定められている。形質変更時要届出区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。土壌汚染の除去が確認されれば、形質変更時要届出区域の指定が解除される。

六価クロム

六価クロムは強い酸化剤で、金属メッキ、皮なめし、顔料などで広く用いられてきた。 主に職業性の経気道暴露により人にクロム潰瘍、鼻中隔穿孔などを引き起こすことが知られている。

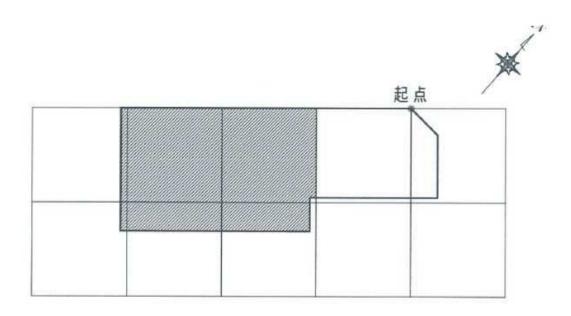
鉛

蒼白色のやわらかい金属。錆びにくく加工がしやすいことから、蓄電池、はんだ、顔料、塗料等に用いられる。長期間の暴露により、食欲不振、頭痛、貧血、関節痛などの中毒症状を呈する。土壌中の鉛の正常な濃度の範囲は15~30 mg/kgを示し、一般的に、植物に対する毒性は1,000 mg/kg以下の土壌濃度では見られないといわれている。

(別図) 位置図



指定区域図



起点

敷地境界

形質変更時要届出区域

起点は,長田区川西通4丁目101番20敷地北 側道路境界金属プレートとする。

(側直路境界金属7 V-トとする。 (格子の回転角度) 49°00'00" 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた 線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線 により形成される格子を、起点を支点として座 標北から時計回りに回転させた角度を示す。